

## 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 前項に定めるもののほか、深谷市、岡部町、川本町及び花園町(以下「1市3町」という。)の合併に関し、会長が必要と認める事項について、協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者(以下「幹事」という。)をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、副幹事長が幹事長の職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 会議の議長は、幹事長がこれに当たる。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

( 報告 )

第 7 条 幹事長は、幹事会の協議及び調整の経過及び結果について、  
会長に報告するものとする。

( 庶務 )

第 8 条 幹事会の庶務は、協議会事務局が行う。

( その他 )

第 9 条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、  
会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

別表 ( 第 3 条関係 )

市 町 名	職 名
深 谷 市	助 役
	総合政策部長
	総務部長
岡 部 町	収 入 役
	総括理事
	総務担当理事
川 本 町	助 役
	総務課長
	企画財政課長
花 園 町	助 役
	総務課長
	総務課主幹